

名古屋市地域公共交通協議会・地域公共交通部会における協議事項  
(案)

【基本的な考え方】

- ・名古屋市における既存の地域公共交通へ大きな影響を与える事項については、協議会（地域交通法）または部会（道路運送法）の協議事項とする。

◎具体的な事例等

- ・新しく運行を開始するもの。（21条による実験を含む）
- ・無償による運行であっても、地域公共交通に影響を与えうると判断される場合は対象とする。（無償でのデマンド交通実験など）
- ・既存の公共交通事業者の定例的な路線改正に伴う変更（新設含む）については、協議事項としては扱わない。

上記以外の事例が生じた場合は、都度取り扱いについて整理をする。